

持参するもの

- 筆記用具
 - 印かん
 - 事業(営業・農業等)所得者は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
 - 給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
 - 社会保険料、生命保険料地震保険料などの控除証明書(社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。)
 - 障害の程度がわかる各種手帳または認定書など
 - 医療費控除する場合は医療費通知または領収書(医療費控除で使用する領収書は事前に「人ごと」「病院・薬局ごと」にまとめ、計算してきてください。詳しくは、広報1月号をご確認ください。)
 - 個人番号カード(個人番号カードをお持ちでない場合は「個人番号が記載されているもの」と顔写真付きの「本人確認書類」)
- ※還付申告される方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

申告をしなかったら

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料や福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなったりしますので、期限内に必ず申告してください。

事業等による所得のある方の申告相談は

平成26年1月以降、事業所得・農業所得・不動産所得等を生ずべき業務を行っている全ての方(事業規模の大小にかかわらず)に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。

日ごろから記帳し続けることで、確定申告書の作成も容易になります。収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書控えもご持参ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(水)まで

令和2年分において「課税事業

者」となるのは、次の方々です。

- 平成30年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- 平成30年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、令和元年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

● 前項に該当しない場合で、平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上額の額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

税務署職員による雑損控除の申告相談

2月26日(金)に限り、町申告相談会場にて、雑損控除の申告相談を受けられます。

台風等の被害があった方で、雑損控除の相談をされたい場合は、この日にお越しください。

問 東金税務署

☎0475(52)3121

税務課住民税班

☎(84)1212

東金青色申告会からのお知らせ

東金青色申告会では、記帳・決算・申告までを丁寧に指導、支援しています。減価償却の計算でお困りの方も、ぜひご相談ください。

◎決算・確定申告相談会 ～青色申告の方は、ぜひ青色会館へ～

青色申告の方を対象に、所得税確定申告書の相談と預かりを受付けます。

今年度は完全予約制ですので、事前に申込をお願いします。

とき 2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
期間中の日曜日、祝休日を除く

ところ 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

対象者 すべての個人事業者(営業、農業、不動産等)

その他 消費税の申告相談も受け付けます。

問(一社)東金青色申告会 ☎0475-52-1284

青色申告とは

一定の帳簿を備えて毎日の取引を正しく記帳し、その記帳に基づいて所得と税額をご自身で計算・申告し、納税する制度です。節税効果の大きな特典が認められており、納税者にとって有利な制度です。